

指定短期入所生活介護事業所

介護予防指定短期入所生活介護事業所 入所契約書

_____様（以下利用者といいます）と短期入所生活介護事業所 大宮フロイデドルフ（以下事業者といいます）において、事業者から提供される指定短期入所生活介護の利用について、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条 契約の自由

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従ってサービスを提供し、利用者は事業者並びに業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第3条 契約期間

この契約書の契約期間は、入所日から要介護認定の有効期間満了までとします。契約満の30日前に利用者から事業者に対し文章により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとします。また、本契約と別紙の改定が行われな限り、初回時の同意書をもって繰り返し施設を利用することができものとします。

第4条 短期入所生活介護計画の決定・変更

- (1) 事業者は利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに従って利用者の介護計画を作成するものとします。
- (2) 事業者は利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対し居宅介護支援事業者を紹介するなど、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- (3) 事業者はサービス計画について利用者に対する説明をし、同意を得た上で決定するものとします。
- (4) 事業者は利用者に係る居宅サービスが変更された場合、もしくは利用者の要請に応じサービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果サービス計画の変更があると認められた場合には、利用者との協議の上サービス計画を変更するものとします。
- (5) 事業者はサービス計画の変更を行った場合、利用者に対する書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第5条 (身元引受人)

- (1) 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいう。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- (2) 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- (3) 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が中止若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- (4) 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
- (5) 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第6条 介護保険給付対象のサービス

日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事務所において利用者に対して、日常生活の世話及び機能訓練（生活リハビリ等）を提供するものとします。

第7条 介護保険給付対象外のサービス

- (1) 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を越えるサービスを提供するものとします。
- (2) 前項の他、事業者は日用品の購入、行事などの参加費、クラブ活動費、その他のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- (3) 前二項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

第8条 サービス利用料金の支払い

- (1) 利用者は第5条に定めるサービスを受け、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払い、要介護認定後または居宅サービス作成後、自己負担分を除く金額が介護保険より払い戻されます。（償還払い）。
- (2) 第6条のサービスについては、利用者は重要事項説明書にある所定の料金を事業者を支払うものとします。

第9条 身体拘束の禁止

事業者は利用者または他の利用者の生命や身体を守るため、緊急でやむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束などの行動の制限を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、権利擁護推進委員会の承認を得た上で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

第10条 緊急時の対応

利用者の健康状態が著しく急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先（身元引受人または定められたその関係者）に速やかに連絡するとともに、協力医療機関等に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

第11条 秘密の保持及び個人情報の取り扱い

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の取り扱いについては、当法人のご利用者様の個人情報の取り扱いについて定めた「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ」に示す通りです。このお知らせに示す目的以外で第三者に情報を提供する場合は、事業者は利用者及び代理人から予め書面より同意を得た上で行うこととします。なお、上記にあげる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

第12条 損害賠償

- (1) 事業者は事業者の過失により利用者に損害を与えたときは、利用者に対しその損害を賠償します。なお、施設は損害金の支払いに備え損害保険に加入します。
- (2) 利用者の故意または過失により、居室や備品、またはその他の設備に通常の保守管理の限度を超える補修が必要となった場合は、その損害を賠償していただきます。

第13条 サービス提供の記録

事業者は利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存します。

事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人のその他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第14条 相談・苦情の受付

事業者は利用者または家族からの相談や苦情などに対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望や苦情に対し、迅速に対応します。

第15条 契約の終了

本契約は、次の場合に終了します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と判断された場合
- (2) 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

- (3) 利用者の病状や心身状態などが著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所生活介護の提供を越えると判断された場合

第16条 本契約に定めない事項

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他の諸法令および等事業所運営規程の定めを尊重し、誠意を持って双方の協議の上で解決します。

第17条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者の記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 〒319-2266 茨城県常陸大宮市抽ケ台町889番地1

地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ

施設長 鶴藤 正孝 印

利用者 住 所 〒 ー

電話番号

ふりがな

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 〒 ー

電話番号

ふりがな

氏 名 _____ 印

続 柄

指定短期入所生活介護

介護予防指定短期入所生活介護 重要事項説明書

事業所は利用者に対し、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事務所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい点は次のとおりです。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 博友会
- (2) 所在地 茨城県常陸大宮市野口平 146番地1
- (3) 電話番号 0295-54-2555
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 邦彦
- (5) 設立年月 平成12年10月 5日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定短期入所生活介護事業所
平成23年 6月13日指定 茨城県第 0872500269 号
- (2) 名称 指定地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ
- (3) 所在地 茨城県常陸大宮市抽ヶ台町889番地1
- (4) 電話番号 0295-55-8822
- (5) 施設長氏名 鶴藤 正孝
- (6) 開設年月 平成23年 6月13日
- (7) 入所定員 20名
- (8) 指定地域密着型老人介護福祉施設定員 29名

3. 居室概要（居室は入所及びショートステイを含む）

居室・設備	室数	備考
1人部屋	49	1階 20 ・ 2階 29
機能訓練室	1	1階 1
浴室	7	1階 2(1人浴) 2階 1(特別浴) ・ 1(機械浴) ・ 3(1人浴)
食堂	5	1階 2 ・ 2階 3

4. 職員配置状況

当事業所では利用者に対して、短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。（指定地域密着型介護老人福祉施設と兼務）

①施設長（管理者）	1人
②介護職員	18人以上
③生活指導員	1人
④看護職員	2人以上
⑤機能訓練指導員（兼務）	1人
⑥介護支援専門員	1人
⑦栄養士	1人
⑧医師（非常勤）	1人（御前山フロイデガルテン診療所医師）
⑨歯科衛生士	1人

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

事業所は利用者に対する以下のサービスを提供します。

（1）介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の食事及び滞在に係わる自己負担を除いた金額が介護保険から給付されます。

◎サービスの概要

①食事－栄養士の献立により、栄養及び利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。なお、自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間 ○朝食 7時30分～9時30分
○昼食 12時～14時
○夕食 18時～20時

②入浴－入浴または清拭を週2回以上行います。

③排泄－排泄の自立を促すため、身体機能を最大限に活用した援助を行います。

④機能訓練－生活リハビリを重点に置いた機能訓練を行います。

⑤健康管理－医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥口腔管理－口腔内の健康状態の把握・評価

◎サービス利用料金

厚生労働省が定める介護保険報酬の自己負担額と別紙料金表に定める食事及び滞在に係わる自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、要介護度および送迎の有無に応じて異なります）

（2）介護保険給付の対象とはならないサービス

以下のサービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。

①電気製品の持ち込み使用料－別紙料金表に定める

②理美容代－別紙料金表に定める

③特別な食事－実費

④インフルエンザ予防接種料－実費

- ⑤家族宿泊費－別紙料金表に定める
- ⑥旅行などの特別なレクリエーション－実費
- ⑦健康診断料－実費
- ⑧食材料費－別紙料金表に定める
- ⑨特別な日用品－実費
- ⑩サービス外送迎費－別紙料金表に定める
- ⑪郵送費－実費（利用者宛郵便物を転送した場合）
- ⑫居住費－別紙料金表に定める

トゥースエッチ：口腔内の清潔を保つための口内専用のスポンジです。口腔ケアが通常の歯ブラシでは難しい場合に使用させていただきます。

※料金は別紙料金表に定めます。

外出やイベントの追加料金：ご利用期間中に行事とぶつかった場合、ご本人もしくはご家族様の希望に応じ、参加に伴う追加料金（料金表に定める）を請求させていただきます。外食を行った場合はこれ以外に食事代をそのまま実費で請求させていただきます。

退去時の費用について：退去時について、居室の汚れ(壁及び床)居室内の匂い(排泄臭、生活臭など)が著しく確認でき、通常の清掃で改善が見込めない場合に専門業者への清掃依頼費を請求する場合があります。

※契約書に関しては、最終利用から1年を経過した時点で利用休止となり、再契約となりますので予めご了承ください。

※また、当施設では金銭の持ち込みをご遠慮させていただいております。どうしてもお持ちになられる場合、貴重品預かり管理費を頂いた上で事務所の金庫でお預かりさせていただきます。何とぞご了承ください。

(3) 利用料金の支払方法

原則、指定銀行口座引き落としでお願い致します。原則として月末締めで請求書を発行いたします。

また指定銀行口座引落としの場合は引落とし時手数料（指定銀行の定める額）が掛かりますが、銀行からの領収書の発行はいたしませんのでご了承ください。また、残高不足等の理由により引落不能になった場合でも手数料はかかります。

請求先 住 所 〒 _____

電話番号 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

続 柄 _____

6. 緊急時の対応

緊急連絡先			続柄
1	氏名		
	住所	〒 ー	
	電話番号		
	(携帯電話)		
2	氏名		
	住所	〒 ー	
	電話番号		
	(携帯電話)		

7. 苦情・相談窓口

- ・大宮フロイデドルフ 苦情・相談窓口
電話番号 0295-55-8822
担当 生活相談員

外部相談窓口

- ・常陸大宮市市役所 保健福祉部 長寿福祉課
住所：常陸大宮市中富町3135-6
電話：0295-52-1111
- ・茨城県庁 保健福祉部 健康長寿福祉課 地域ケア推進課
住所：水戸市笠原町978-6
電話：029-301-3332
- ・茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談
住所：水戸市笠原町978-26
電話：029-301-1565

8. 第三者評価について

実施に関する状況：実施無し

サービス向上の取り組み（満足度アンケート）

※日々の介護サービス向上の為に、定期的にご利用のご家族様に対してアンケート等によりご意見を伺っております。内容に関しては、館内の掲示板等をご覧ください。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、令和____年____月____日本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設 大宮フロイデドルフ

説 明 者

印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提
供開始に同意します。

利用者住所

氏 名 _____ 印